

所得税などの申告・納税期限にご注意を

担当 市民税課

☎046(252)8833
☎046(255)3550

平成29年分の所得税、復興特別所得税、贈与税の申告・納税期限は3月15日(木)、個人事業者の消費税および地方消費税は4月2日(月)です。

確定申告書などを郵送する方は、封筒に差出人(申告者)の住所と氏名を明記し、郵便または信書便で〒242-8567大和市中5-14-22大和税務署宛てに送付してください。税務署の受付印が必要な場合は、ボールペンなどで記入した申告書の控えと所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。※3月15日(木)まで、市役所5階5-1会議室で所得税などの確定申告書の提出を受け付けています(相談不可)。

申告書の郵送

○問い合わせ先 大和税務署 ☎046(262) 市民税課

軽自動車の変更と廃車などは3月30日までに

担当 市民税課

☎046(252)8004
☎046(255)3550

①④の軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税します。次の場合などは、3月30日(金)まで変更または廃車などの手続きをしてください。
●3月中に市外へ転出する。
●譲ったまたは譲り受けた。
●盗まれたまたは紛失中(警察届出済)。
●処分車両のナンバープレートが残っている。
●所有者が亡くなった。

②二輪の軽自動車(126~250cc)
○申請場所 軽自動車協会相模支所(愛甲郡愛川町中津字桜台4071-33) ☎050(5540)2037

③二輪の小型自動車(251cc以上)
○申請場所 神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所(愛甲郡愛川町中津字桜台7181) ☎050(5540)2037

④三・四輪の軽自動車(60cc以下の貨物乗用車)
○申請場所 軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所(愛甲郡愛川町中津字桜台4071-5) ☎050(3816)3120

※②④の申請方法は、申請場所で確認してください。

国民健康保険の加入・脱退

担当 国保年金課

☎046(252)7003
☎046(252)7043

職場の健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者、在留期間3カ月以下の外国籍の方などを除く、全ての方は国民健康保険の加入が義務付けられています。国民健康保険の加入日は、加入の必要がない方を除き、市内在住の国民健康保険未加入者は、職場の健康保険資格喪失証明書や退職証明書などを市役所1階国保年金課へ持参し、加入手続きをしてください。

また、国民健康保険加入者が、職場の健康保険などに加入した場合は、新しい被保険者証を持参し、脱退手続きをしてください。国民健康保険の加入日は、加入届出日ではなく、加入要件を満たした日になるため、手続きが遅れると加入日までさかのぼって国民健康保険税が課税されます。

座間市民活動サポートセンターへの登録

担当 市民協働課

☎046(252)7966
☎046(255)3550

座間市民活動サポートセンターでは、非営利で市民活動を行う団体などを支援しています。4月27日(金)午後3時までに同センターへ登録すると、平成30年度のサークル・団体情報誌「ざまっとガイド」に情報掲載ができます。

○登録方法 ざまコミュニティセンター(ふれあい会館)1階 座間市民活動サポートセンターなどで配布する登録申請書に必要事項を明記し、直接問い合わせ先へ
○更新方法 郵送などでお渡しした更新申請書に必要事項を明記し、直接問い合わせ先へ
○問い合わせ先 座間市民活動サポートセンター ☎046(255)0201 ☎046(255)3243

いさまメール

市では、市内で発生した地震情報、建物火災、行方不明者、不審者、光化学スモッグ、イベント中止、その他の緊急情報を電子メールで配信する「座間市緊急情報いさまメール」を開発しています。

登録方法

スマートフォン、携帯電話などでURL (http://www.anshin-bousai.net/zama/) を入力または右図の二次元バーコードから登録ができます。



迷惑メール防止の設定などをしていない場合があります。詳しくは、担当へお問い合わせください。※登録されたメールアドレスは、厳重に管理し、緊急情報以外で電子メールを送信することはありません。

登録費用 無料

※電子メールの受信に掛かる通信料およびインターネットの接続に伴う費用は、各自の負担になります。

担当 危機管理課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

ご利用ください「サニープレイス座間」

市民の交流やボランティア活動を支援する目的で、サニープレイス座間(総合福祉センター)の会議室などを貸し出しています。

利用には、事前申込が必要です。詳しくは、問い合わせ先または担当へお問い合わせください。

○利用方法 サニープレイス座間2階市社会福祉協議会で配布する利用申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、使用料を添えて直接同協議会へ(3カ月前から申込可) ※前納された使用料は原則還付できません。

使用場所	使用人数	使用料(1時間当たり)	
		午前9時~午後5時	午後5時~10時
会議室	約30人	210円	250円
講習室			
研修室	約50人	310円	370円
多目的室(全室)	約160人	1,050円	1,260円
多目的室(2分の1室)	約80人	520円	630円

登録団体の使用料免除

平成30年度に社会福祉活動を行う登録団体は、利用内容によって使用料が免除となる場合があります。

団体の登録有効期間は、4月1日~翌年3月31日となり、毎年度登録が必要です。利用申請を行う14日前をめぐりに申請してください。

○登録方法 サニープレイス座間2階市社会福祉協議会で配布する団体登録申請書に必要事項を明記し、団体会則、構成員名簿、活動報告書、収支報告書を添えて直接同協議会へ

○問い合わせ先 市社会福祉協議会 ☎046(266)1294 ☎046(266)2009

担当 福祉長寿課 ☎046(252)8247 ☎046(252)8238